

### 油断は禁物 安衛法 選択式対策

選択式に関しては、労働基準法の3つの選択肢で難易度の高い問題が出題された場合、労働安全衛生法でカバーする必要があります。

そのためにも、労働安全衛生法はキーワードを意識しながら選択式の対策を講じる必要があります。

#### 第1章 総則等

##### ■目的（法1条）

この法律は、【 ① 】と相まって、労働災害の防止のための【 ② 】、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における【 ③ 】を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

- ①労働基準法
- ②危害防止基準の確立
- ③労働者の安全と健康

##### Keyword

「危害防止基準の確立」「責任体制の明確化」「自主的活動の促進」

##### ■定義（法2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は【 ① 】その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者…労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 三 事業者…事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の二 化学物質…【 ② 】をいう。
- 四 作業環境測定…作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行う【 ③ 】、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

- ①作業行動
- ②元素及び化合物
- ③デザイン

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### POINT

デザイン、サンプリング及び分析

#### ■事業者等の責務（法3条）

①事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための【 ① 】を守るだけでなく、【 ② 】の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に【 ③ 】するようにしなければならない。

②【 ④ 】その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

③【 ⑤ 】の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように【 ⑥ 】しなければならない。

①最低基準 ②快適な職場環境 ③協力 ④機械、器具 ⑤建設工事

⑥配慮

### POINT

⇒末尾に注意

1項…協力するようにしなければならない。

2項…労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3項…配慮しなければならない。

#### ■労働者の責務（法4条）

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する【 ① 】の防止に関する措置に【 ② 】するように努めなければならない。

①労働災害

②協力

### POINT

前半…「労働災害を防止するため必要な事項を守る。」義務規定

後半…努力規定

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■事業者に関する規定の適用…ジョイントベンチャー（法5条）

①二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を【 ① 】して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、これを【 ② 】に届け出なければならない。

②前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が【 ③ 】を指名する。

以下略

- ①共同連帯
- ②都道府県労働局長
- ③代表者

### POINT

「二以上の建設業」限定の規定

### ■労働災害防止計画の策定（法6条）

厚生労働大臣は、【 ① 】の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下【 ② 】という。）を策定しなければならない。

- ①労働政策審議会
- ②労働災害防止計画

### POINT

労働政策審議会は、厚生労働大臣等の諮問に依りて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行う。

本審議会は、厚生労働大臣が任命する30名の委員（公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の各10名）で組織。

委員の任期は2年とされ、再任することが可能。

### ■労働災害防止計画の変更・公表・勧告等

#### 変更（法7条）

厚生労働大臣は、【 ① 】の発生状況、【 ① 】の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を【 ② 】しなければならない。

#### 公表（法8条）

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを【 ③ 】しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### 勧告等（法9条）

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な【 ④ 】をすることができる。

①労働災害

②変更

③公表

④勧告又は要請

#### POINT…労働災害の定義（法2条）

労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

## 第2章 労働衛生管理体制

### ■総括安全衛生管理者（法 10 条）

①事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の【 ① 】又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の【 ② 】又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 【 ③ 】の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

②総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を【 ④ 】する者をもって充てなければならない。

③【 ⑤ 】は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

- ①危険
- ②安全
- ③健康診断
- ④統括管理
- ⑤都道府県労働局長

### POINT

政令で定める規模の事業場ごと（常時の人数）

<u>屋外産業的業種</u>	<u>屋内・工業的業種</u> (1部非工業あり)	<u>その他の業種</u>
100人以上	300人以上	1,000人以上
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	その他の業種

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■安全管理者（法 11 条）

①事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち【 ① 】に係る技術的事項を管理させなければならない。

②【 ② 】は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

①安全

②労働基準監督署長

### POINT

①政令で定める業種及び規模の事業場（常時の人数）

屋外産業的業種	屋内・工業的業種 （1部非工業あり）	その他の業種
常時 50 人以上		
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	選任義務なし

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■衛生管理者（法 12 条）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、【 ① 】を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち【 ② 】に係る技術的事項を管理させなければならない。

- ①都道府県労働局長の免許
- ②衛生

### ■政令で定める規模の事業場ごと（業種不問）

常時使用する労働者数	選任人数
50人以上～200人以下	1人以上
200人超～500人以下	2人以上
500人超～1,000人以下	3人以上
1,000人超～2,000人以下	4人以上
2,000人超～3,000人以下	5人以上
3,000人超	6人以上

### ■資格要件

都道府県労働局長の免許を受けた者	厚生労働省令で定める資格を有する者
①第1種衛生管理者免許	①医師・歯科医師
②第2種衛生管理者免許	②労働衛生コンサルタント
③衛生工学衛生管理者免許	③その他厚生労働大臣が定める者

### ■選任…下記の規模の事業場（少なくとも1人を専任）

- ①常時【 ③ 】人を超える労働者を使用する事業場
- ②常時【 ④ 】人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働その他健康上特に有害な業務（深夜業は除く）に常時【 ⑤ 】人以上の労働者を従事させるもの

- ③1,000
- ④500
- ⑤30

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■産業医（法 13 条）

- ①事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、医師のうちから【 ① 】を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。
- ②産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- ③産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて【 ② 】にその職務を行わなければならない。
- ④産業医を選任した事業者は、産業医に対し、労働者の【 ③ 】に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- ⑤産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な【 ④ 】をすることができる。この場合において、事業者は、当該【 ④ 】を【 ⑤ 】しなければならない。
- ⑥事業者は、前項の勧告を受けたときは、当該【 ④ 】の内容その他の厚生労働省令で定める事項を【 ⑥ 】に報告しなければならない。

①産業医

②誠実

③労働時間

④勧告

⑤尊重

⑥衛生委員会又は安全衛生委員会



## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■産業医の選任と専属

#### 【選任】

事業者は、事業場の規模に応じて、以下の人数の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。

①労働者数 50人以上【 ① 】人以下の規模の事業場  
⇒1人以上選任

50人を下回る事業場においては、一定の知識を有する医師、保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

②労働者数【 ① 】人を超える規模の事業場  
⇒2人以上選任

#### 【専属】

原則…産業医は専属の者であることを要しない。

例外

①常時【 ② 】人以上の労働者を使用する事業場

②健康上有害な業務（深夜業含む）に常時【 ③ 】人以上の労働者を従事させる事業場

- 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 坑内における業務
- 深夜業を含む業務 等々

①3,000

②1,000

③500

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■作業主任者（法 14 条）

事業者は、【 ① 】 その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、【 ② 】 を受けた者又は【 ③ 】 を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、【 ④ 】 を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- ①高圧室内作業
- ②都道府県労働局長の免許
- ③都道府県労働局長の登録
- ④作業主任者

### POINT

#### （１）選任が必要な主な業務

- 高圧室内業務
- ガス溶接作業
- ボイラー取扱業務
- エックス線作業
- 石綿作業 等々

#### （２）選任期限や報告不要

（３）当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知。

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■安全衛生推進者・衛生推進者（法 12 条の 2）

事業者は、安全管理者及び衛生管理者の選任義務のない【 ① 】の小規模な事業場ごとに、【 ② 】（その他の業種にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に総括安全衛生管理者の統括管理をする業務（衛生推進者の場合は、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

- ①10人以上 50人未満
- ②安全衛生推進者

### POINT

#### （1）選任すべき事業場

選任すべき事業場	
安全衛生推進者	衛生推進者
屋外産業的業種・屋内工業的業種（※1）	その他の業種
常時使用労働者数 10人以上 50人未満	

#### ※1 ⇒安全管理者を専任すべき①と②の業種

①屋外産業的業種	②屋内・工業的業種 （1部非工業あり）	その他の業種
常時 50人以上		選任義務なし
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	

#### （2）

- ・選任すべき事由が発生した日から【 ③ 】日以内に選任
- ・選任後、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により【 ④ 】
- ・作業場の巡視義務なし

③14

④周知

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■安全委員会（法 17 条）

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を【 ① 】させ、事業者に対し【 ② 】を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 【 ③ 】の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

①調査審議

②意見

③労働災害

### ■設置すべき事業場

屋外産業的業種 常時 50 人以上	工業的業種 常時【 ④ 】人以上
林業、鉱業、建設業、 製造業の一部（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、 運送業の一部（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	製造業（左記以外） 運送業（左記以外） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

④100

### ■安全委員会の構成員

- 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者（1名）
- 2 安全管理者
- 3 安全に関し経験を有する労働者

※1以外の委員については、事業者が指名

※1以外の委員の半数については、労働組合等の推薦に基づき指名

- ・委員会の構成員の人数については、法令上の定めなし。

### ■安全委員会及び衛生委員会共通

- 1 毎月一回以上開催
- 2 開催の都度、委員会における議事の概要を労働者に【 ⑤ 】
- 3 開催の都度、委員会の意見及び講じた措置の内容並びに委員会における議事で重要なものに係る事項を記録し、これを【 ⑥ 】年間保存

⑤周知

⑥3

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■衛生委員会（法 18 条）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を【 ① 】させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の【 ② 】を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の【 ② 】の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

①調査審議

②健康障害

### ■設置すべき事業場

全業種

常時【 ③ 】人以上

③50

### ■衛生委員会の構成員

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 【 ④ 】のうちから事業者が指名した者
- 三 【 ⑤ 】のうちから事業者が指名した者
- 四 【 ⑥ 】（任意）

④衛生管理者

⑤産業医

⑥作業環境測定士

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■統括安全衛生責任者（法 15 条）

元方事業者のうち、【 ① 】 その他政令で定める業種に属する事業（特定事業）を行う者（特定元方事業者）は、その労働者及びその関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が【 ② 】 において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、【 ③ 】 を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を【 ④ 】 させなければならない。

ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

- ①建設業
- ②同一の場所
- ③統括安全衛生責任者
- ④統括管理

### POINT

特定事業とは、建設業と造船業の2つ。

### ■特定元方事業者等の講ずべき措置法 30 条第 1 項

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 【 ⑤ 】 の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を【 ⑥ 】 すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が講ずべき措置についての指導を行うこと。（建設業限定）
- 六 その他当該労働災害を防止するため必要な事項

- ⑤協議組織
- ⑥巡視

### ■選任規模

常時【 ⑦ 】 人以上	常時【 ⑧ 】 人以上
右記以外の建設・造船の仕事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ずい道等の建設の仕事</li><li>・ 一定の橋梁の建設の仕事</li><li>・ 圧気工法による作業を行う仕事</li></ul>

- ⑦50
- ⑧30

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■元方安全衛生管理者（法 15 条の2）

統括安全衛生責任者を選任した事業者で、【 ① 】 その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、【 ② 】 を選任し、統括安全衛生責任者が統括管理する事項のうち【 ③ 】 を管理させなければならない。

- ①建設業
- ②元方安全衛生管理者
- ③技術的事項

### POINT

（1）選任規模は、統括安全衛生責任者の選任義務がある作業現場のうち、【 ① 】 に属するもの（造船業の場合には、選任義務なし）

### ■安全衛生責任者（法 16 条）

統括安全衛生責任者を選任すべき場合において、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、【 ① 】 を選任し、その者に統括安全衛生責任者との【 ② 】 その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- ①安全衛生責任者
- ②連絡

安全衛生責任者とは、建設業または造船業（特定事業）の現場において、事業者の代表として現場の安全に関し、責任を負う者。

### 職務内容

- （1）統括安全衛生責任者との【 ② 】を行うこと
- （2）統括安全衛生責任者から連絡を受けた時候の関係者への連絡等

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■店社安全衛生管理者（法 15 条の3）

【 ① 】に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、【 ② 】を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を担当する者に対する【 ③ 】その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

①建設業

②店社安全衛生管理者

③指導

### POINT

#### （1）選任規模

<ul style="list-style-type: none"><li>・ ずい道等の建設の仕事</li><li>・ 一定の橋梁の仕事</li><li>・ 圧気工法による作業を行う仕事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要構造部が鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事</li></ul>
常時【 ④ 】	常時【 ⑤ 】

（2）少なくとも毎月1回以上作業場所を巡視

（3）資格要件

- ・ 大学卒業＋【 ⑥ 】年以上建設工事の実務経験
- ・ 高校卒業＋【 ⑦ 】年以上建設工事の実務経験
- ・ 【 ⑧ 】年以上建設工事の実務経験

（4）選任報告は、作業開始後、遅滞なく選任の旨及びその者の氏名を労働基準監督署長に報告

④20人以上 30人未満

⑤20人以上 50人未満

⑥3

⑦5

⑧8



## 第3章 労働者の危害防止の措置

### ■事業者の講ずべき措置等（法 20 条、21 条）

#### 法 20 条

事業者は、次の【 ① 】するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 【 ② 】の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

#### 法 21 条

①事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる【 ① 】するため必要な措置を講じなければならない。

②事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ①危険を防止
- ②爆発性

### ■環境面の措置（法 23 条）

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに【 ① 】、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の【 ② 】のため必要な措置を講じなければならない。

- ①換気
- ②健康、風紀及び生命の保持

### ■作業行動から生ずる労働災害防止措置（法 24 条）

事業者は、労働者の【 ① 】から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ①作業行動

### ■緊急退避措置（法 25 条）

事業者は、労働災害発生の【 ① 】があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から【 ② 】させる等必要な措置を講じなければならない。

- ①急迫した危険
- ②退避

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■救護措置（法 25 条の 2）

①建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、【 ① 】、火災等が生じたことに伴い労働者の【 ② 】に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 労働者の【 ② 】に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- 二 労働者の【 ② 】に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、【 ① 】、火災等に備えて、労働者の【 ② 】に関し必要な事項を行うこと。

②前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、【 ③ 】を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

- ①爆発
- ②救護
- ③救護に関する技術的事項を管理する者

### ■危険性又は有害性等の調査等の実施（法 28 条の 2）

①事業者は、【 ① 】、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は【 ② 】その他業務に起因する危険性又は有害性等（一定の化学物質による危険性又は有害性等を除く。）を【 ③ 】し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

- ①建設物
- ②作業行動
- ③調査

末尾に注意⇒努力義務

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■元方事業者の講ずべき措置（法 29 条）

①元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な【 ① 】を行わなければならない。

②元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な【 ② 】を行わなければならない。

③前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該【 ② 】に従わなければならない。

①指導

②指示

### ポイント

#### 元方事業者

⇒1つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者のこと。

数段階の請負関係がある場合には、その最も先次の注文者のこと。

元方事業者に該当する条件は、注文者とその請負人の仕事が同一の場所で行われており、注文者自身もその仕事の一部を行う。

### ■建設業の元方事業者の講ずべき措置（法 29 条の2）

【 ① 】に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、【 ② 】その他の必要な措置を講じなければならない。

①建設業

②技術上の指導

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■特定元方事業者の講ずべき措置（法 30 条）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が【 ① 】において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

### ■製造業の元方事業者の講ずべき措置（法 30 条の2）

【 ② 】その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が【 ① 】において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

### ■特定元方事業者（建設業・製造業）共通

- 一 【 ③ 】の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の【 ④ 】を行うこと。
- 三 作業場所を【 ⑤ 】すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成、関係請負人が講ずべき措置についての指導を行うこと。（建設業限定）
- 六 その他労働災害を防止するため必要な事項

①同一の場所

②製造業

③協議組織

④連絡及び調整

⑤巡視

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■注文者の講ずべき義務当（法31条）

特定事業（建設業又は製造業）の仕事を行なう【 ① 】は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行なう場所においてその【 ② 】の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ①注文者
- ②請負人

### ■化学物質を扱う作業に係る注文者（法31条の2）

【 ③ 】、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の【 ① 】は、当該物について、当該仕事に係る【 ② 】の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ③化学物質

### ■機械等貸与者等の講ずべき措置等（法33条）

①【 ① 】で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該【 ① 】の貸与を受けた事業者の事業場における当該【 ① 】による【 ② 】を防止するため必要な措置を講じなければならない。

②機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による【 ② 】労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

③前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

- ①機械等
- ②労働災害

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■建築物貸与者の講ずべき措置（法 34 条）

【 ① 】で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該【 ① 】による【 ② 】を防止するため必要な措置を講じなければならない。

ただし、当該建築物の【 ③ 】を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

- ①建築物
- ②労働災害
- ③全部

### ■重量表示（法 35 条）

一の貨物で、重量が【 ① 】トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を【 ② 】しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

- ①1
- ②表示

### ■ガス工作物等設置者（法 102 条）

【 ① 】その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての【 ② 】を求められたときは、これを【 ② 】しなければならない。

その他政令で定める工作物とは、  
⇒電気工作物、熱供給施設、石油パイプライン

- ①ガス工作物
- ②教示

## 第4章 機械等に関する規制

### ■製造の許可（法37条）

①【 ① 】を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（【 ② 】という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、【 ③ 】の許可を受けなければならない。

②【 ③ 】は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が【 ④ 】の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- ①特に危険な作業
- ②特定機械等
- ③都道府県労働局長
- ④厚生労働大臣

### ■特定機械等の種類

- (1)【 ⑤ 】（移動式あり。小型ボイラー除く。）
- (2)【 ⑥ 】（小型圧力容器を除く。）
- (3) つり上げ荷重3トン以上（スタッカー式は1トン以上）の【 ⑦ 】
- (4) つり上げ荷重3トン以上の【 ⑧ 】
- (5) つり上げ荷重2トン以上の【 ⑨ 】
- (6) 積載荷重が1トン以上の【 ⑩ 】
- (7) ガイドレールの高さが18メートル以上の【 ⑪ 】
- (8)【 ⑫ 】

- ⑤ボイラー
- ⑥第一種圧力容器
- ⑦クレーン
- ⑧移動式クレーン
- ⑨デリック
- ⑩エレベーター
- ⑪建設用リフト
- ⑫ゴンドラ

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■製造時等検査等（法38条1項）

特定機械等を【 ① 】し、若しくは輸入した者、特定機械等で一定期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る一定の事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは【 ② 】の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下【 ③ 】）という。）の検査を受けなければならない。

- ①製造
- ②都道府県労働局長
- ③登録製造時等検査機関

### ■検査証の交付（法39条）

①都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した【 ① 】の特定機械等について、【 ② 】を交付する。

②【 ③ 】は、設置に係る検査（落成検査）に合格した特定機械等について、検査証を交付する。

③労働基準監督署長は、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証に、【 ④ 】を行う。

- ①移動式
- ②検査証
- ③労働基準監督署長
- ④裏書



## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■検査証の有効期限（クレーン則等）

検査証の有効期限は、特定機械等に種類に応じて下記のように定められている。

- ①クレーン、移動式クレーン、デリック…【 ① 】年
- ②建設用リフト…【 ② 】
- ③上記以外…【 ③ 】年

検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者【 ④ 】が行う性能検査を受けなければならない。

- ①2
- ②設置から廃止まで
- ③1
- ④登録性能検査機関

### ■譲渡等の制限（法42条）

特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める【 ① 】又は【 ② 】を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

- ①規格
- ②安全装置

譲渡等の制限の対象となる機械等

- ・ゴム、ゴム化合物
- ・第2種圧力容器
- ・小型ボイラー
- ・小型圧力容器
- ・防塵マスク
- ・防毒マスク
- ・つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満のクレーン 等々

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■局所防護措置（法 43 条）

【 ① 】により駆動される機械等で、作動部分上の【 ② 】又は【 ③ 】部分若しくは【 ④ 】部分に厚生労働省令で定める【 ⑤ 】のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

- ①動力
- ②突起物
- ③動力伝道
- ④調速
- ⑤防護

### ■機械等に係る命令制度（法 43 条の2）

【 ① 】又は【 ② 】は、特定機械等の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の【 ③ 】を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を【 ④ 】することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 1 個別検定に合格した機械等以外の機械等で、個別検定に合格した旨の【 ⑤ 】が付され、又はこれと紛らわしい表示が付されたもの
- 2 型式検定に合格した型式の機械等で、厚生労働大臣が定める【 ⑥ 】を具備していないもの
- 3 型式検定に合格した機械等以外の機械等で、形式検定に合格した旨の【 ⑤ 】が付され、又はこれと紛らわしい【 ⑤ 】が付された機械等
- 4 型式検定の対象外の機械等で、規格等を具備していないもの

- ①厚生労働大臣
- ②都道府県労働局長
- ③回収又は改善
- ④通知
- ⑤表示
- ⑥規格又は安全装置

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■個別検定（法 44 条）…個々の機械等に対する検定

特定機械等以外の機械等のうち、一定の機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（【 ① 】）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

#### ①登録個別検定機関

対象機械（下記4種類のみ）

- 1 ゴム、ゴム化合物等を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの
  - 2 第2種圧力容器
  - 3 小型ボイラー
  - 4 小型圧力容器
- 1 ⇒個別検定合格標章  
2、3、4⇒刻印又は刻印を押した銘板

有効期間なし

### ■形式検定（法 44 条の2）…大量生産される物に対する検定（サンプルチェック）

特定機械等以外の機械等のうち、一定の機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（【 ② 】）という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

- 1 ゴム、ゴム化合物等を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの
- 2 プレス機械又はシャーの安全装置
- 3 防じんマスク
- 4 防毒マスク
- 5 保護帽 等 13 種類

登録型式検定機関が申請者に【 ③ 】を交付。

合格した型式の機械等を製造・輸入したときは見やすい箇所に形式検定合格標章を付す。

有効期間

原則：3年（上記③、④等は、5年）

#### ②登録型式検定機関

#### ③型式検定合格証

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■定期自主検査（法45条1項・3項）…特定機械等ほか

①事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査（【 ① 】）を行ない、及びその結果を記録（原則【 ② 】年間保存）しておかなければならない。

③厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な【 ③ 】を公表するものとする。

①定期自主検査

②3

③自主検査指針

### ■特定自主検査（法45条2項）…動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト他

②事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「【 ④ 】」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「【 ⑤ 】」という。）に実施させなければならない。

④特定自主検査

⑤検査業者

## 第5章 危険物及び有害物に関する規制

### ■製造等の禁止（法 55 条）

黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、【 ① 】し、【 ② 】し、【 ③ 】し、【 ④ 】し、又は【 ⑤ 】してはならない。

ただし、【 ⑥ 】のため【 ① 】し、【 ② 】し、又は【 ⑤ 】する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

- ①製造
- ②輸入
- ③譲渡
- ④提供
- ⑤使用
- ⑥試験研究

法第 55 条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 製造、輸入又は使用について、あらかじめ、【 ⑦ 】を受けること。
- 二 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し、又は使用すること。

- ⑦都道府県労働局長の許可

### ■製造許可物質（法 56 条）

①ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に【 ① 】を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、あらかじめ、【 ② 】厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②【 ③ 】は、前項の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が【 ③ 】の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

以下略

- ①重度の健康障害
- ②厚生労働大臣の許可
- ③厚生労働大臣

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■表示義務（ラベル表示の義務）

①【 ① 】の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくは【 ② 】,【 ② 】を含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物（製造許可物質）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを【 ③ 】しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として【 ④ 】に供するためのものについては、この限りでない。

（１）次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

（２）当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

②前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した【 ⑤ 】を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

①爆発性

②ベンゼン

③表示

④一般消費者の生活の用

⑤文書

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等（リスクアセスメント）

①事業者は、政令で定める物及び通知対象物（【 ① 】）による危険性又は有害性等を調査（【 ② 】）しなければならない。

②事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の【 ③ 】を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

③厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

④厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

①リスクアセスメント対象物

②リスクアセスメント

③危険又は健康障害

#### ポイント

1項は、義務規定

2項は、努力規定

### ■リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知（則 34 の2の8）

事業者は、リスクアセスメントを行つたときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して【 ① 】年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、【 ① 】年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に【 ② 】周知させなければならない。

一 当該リスクアセスメント対象物の名称

二 当該業務の内容

三 当該リスクアセスメントの結果

四 当該リスクアセスメントの結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

①3

②周知

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■化学物質の有害性の調査（法57条の4第1項）

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質以外の化学物質（以下この条において「【 ① 】」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、【 ② 】の定める基準に従って【 ③ 】（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を【 ④ 】のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として【 ⑤ 】に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

①新規化学物質

②厚生労働大臣

③有害性の調査

④試験研究

⑤一般消費者の生活の用



## 第6章 安全衛生教育

### ■安全衛生教育（法 59 条）

①事業者は、労働者を【 ① 】ときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

②前項の規定は、労働者の【 ② 】を変更したときについて準用する。

③事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための【 ③ 】を行わなければならない。

- ①雇い入れた
- ②作業内容
- ③特別の教育

### ■特別教育

- ・動力により駆動されるプレス機械の金型、シヤアの刃部又はプレス機械若しくはシヤアの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等
- ・最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転
- ・最大積載量が一トン未満の不整地運搬車の運転
- ・つり上げ荷重が一トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務等々

■特別教育に関しては、3年間の記録の保存が必要

### ■職長等教育（法 60 条）

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、【 ① 】その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（【 ② 】を除く。）に対し、次の事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

- ①新たに職務につくこととなった職長
- ②作業主任者

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■就業制限（法61条）

事業者は、【 ① 】の運転その他の業務で、政令で定めるものについては、【 ② 】の当該業務に係る免許を受けた者又は【 ② 】の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

①クレーン

②都道府県労働局長

#### 【免許が必要な業務】

- 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火等
- ボイラー（小型ボイラー除く）の取り扱い
- つり上げ荷重5トン以上のクレーン・デリックの運転 等

#### 【技能講習修了が必要な業務】

- 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転
- 機体重量が3トン以上の車両系建設機械の運転
- 最大積載量が1トン以上の不整地運搬者の運転 等

### ■中高年齢者等についての配慮（法62条）

事業者は、【 ① 】については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

①中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者

ポイント

- 努力規定

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■作業環境測定（法 65 条）

- ①事業者は、【 ① 】その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。
- ②前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める【 ② 】に従って行わなければならない。
- ③厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な【 ③ 】を公表するものとする。
- ④厚生労働大臣は、前項の【 ③ 】を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該【 ③ 】に関し必要な指導等を行うことができる。
- ⑤都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、【 ④ 】に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を【 ⑤ 】することができる。

- ①有害な業務を行う屋内作業場
- ②作業環境測定基準
- ③作業環境測定指針
- ④労働衛生指導医の意見
- ⑤指示

### ■測定結果の評価と爾後措置等（法 65 条の 2）

- ①事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設又は設備の設置又は整備、【 ① 】の実施その他の適切な措置を講じなければならない。
- ②事業者は、前項の評価を行うに当たっては、【 ② 】の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。
- ③事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、その結果を記録しておかなければならない。（原則…【 ③ 】年間）

- ①健康診断
- ②厚生労働大臣
- ③3

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

評価区分：管理の状態	事後措置
①【 ④ 】管理区分（適切）	特に措置の必要なし
②第2管理区分（改善余地あり）	措置を講じるように努めなければならない
③【 ⑤ 】管理区分（不適切）	直ちに①、②となるようにしなければならない。

④第1

⑤第3

### ■作業環境測定結果及び評価結果の記録の保存期間

作業環境測定内容	期間
通常（下記以外）	【 ③ 】年間
放射性物質等	5年間
粉じんの濃度	7年間
特定化学物質のうちベリリウム及びその化合物等の濃度	30年間
石綿の濃度	【 ⑥ 】年間

⑥40

### ■作業の管理（法65条の3）

事業者は、労働者の【 ① 】に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

①健康

ポイント

- ・努力規定

### ■作業時間の制限（法65条の4）

事業者は、【 ① 】その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める【 ② 】についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

①潜水業務

②作業時間

### ■雇い入れ時の健康診断（法 66 条）

- ①事業者は、労働者に対し、【 ① 】による健康診断を行わなければならない。
- ②事業者は、【 ② 】で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、【 ① 】による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。  
【 ② 】で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- ③事業者は、【 ② 】で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、【 ③ 】による健康診断を行わなければならない。
- ④【 ④ 】は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、【 ⑤ 】の意見に基づき、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- ⑤労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した【 ⑥ 】が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の【 ⑥ 】の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

1項の医師による健康診断は、心理的な負担の程度を把握するための検査等を除きます。

- ①医師
- ②有害な業務
- ③歯科医師
- ④都道府県労働局長
- ⑤労働衛生指導医
- ⑥医師又は歯科医師

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■定期健康診断（則 44 条）

事業者は、【 ① 】する労働者（特定業務従事者の健康診断の対象者を除く。）に対し、【 ② 】、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰かくたん検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査
- 7 肝機能検査
- 8 血中脂質検査
- 9 血糖検査
- 10 尿検査
- 11 心電図検査

6～9⇒【 ③ 】（35歳の者を除く）

11⇒【 ③ 】（35歳の者を除く）

①常時使用

②一年以内ごとに一回

③40歳未満の者

### ■特定業務従事者の健康診断（則 45 条）

事業者は、【 ① 】に常時従事する労働者に対し、当該業務への【 ① 】の際及び【 ② 】月以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、胸部エックス線検査及び喀痰検査については、一年以内ごとに一回、定期的に、行えば足りるものとする。

特定業務とは、

- ・著しく暑熱（寒冷）は場所での業務
- ・坑内における業務
- ・【 ④ 】深夜業を含む業務等

①特定業務

②配置替え

③6

④深夜業

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■海外派遣労働者の健康診断（則 45 条の2）

- ①事業者は、労働者を本邦外の地域に【 ① 】月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、一定の事項について、医師による健康診断を行わなければならない。
- ②事業者は、本邦外の地域に【 ① 】月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、当該労働者に対し、一定の項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。
- ③一定の健康診を受けた者については、当該健康診断の実施の日から【 ① 】月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断又は特殊健康診断を実施した日から【 ① 】に限り重複項目の省略が可能

①6

### ■給食従業員の検便（則 47 条）

事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その【 ① 】の際又は当該業務への【 ② 】の際、【 ③ 】による健康診断を行わなければならない。

- ①雇入れ
- ②配置換え
- ③検便

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■特殊健康診断（法 66 条 2 項）

事業者は、【 ① 】で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断（【 ② 】）を行わなければならない。

有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

診断	医師による特別の項目
対象	有害な業務で、下記に常時従事する労働者 ①【 ③ 】業務又は【 ④ 】業務 ②放射線業務 ③特定化学物質業務 ④四アルキル鉛等の業務
時期	①雇入れの際 ②配置換えの際 ③定期的に（原則）⇒【 ⑤ 】月以内ごとに1回

①有害な業務

②特殊健康診断

③高圧室内

④潜水

⑤6

### ■歯科医師による健康診断（法 66 条 3 項）

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、【 ① 】による健康診断を行わなければならない。

### ■政令で定めるもの（令 22 条 3 項）

政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗ふつ化水素、黄りんその他【 ② 】又はその【 ③ 】に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

時期⇒雇入れの際、配置換えの際、定期的に⇒【 ④ 】か月以内ごとに1回

①歯科医師

②歯

③支持組織

④6



## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■臨時の健康診断（法 66 条 4 項）

【 ① 】は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、【 ② 】の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、【 ③ 】の実施その他必要な事項を指示することができる。

労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、【 ④ 】が任命した者で、【 ⑤ 】に置かれている。

- ①都道府県労働局長
- ②労働衛生指導医
- ③臨時の健康診断
- ④厚生労働大臣
- ⑤都道府県労働局

### ■自発的健康診断（則 50 条の 2、3）

常時使用され、自ら受けた健康診断（自発的健康診断）を受けた日前【 ① 】月間を平均して1月当たり【 ② 】回以上、【 ③ 】業に従事した労働者は自発的健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

書面の提出を受けた事業者は、その他の健康診断と同様の事後措置等を講じなければならない。

ただし、自発的健康診断を受けた日から【 ④ 】か月を経過したときは、上記の書面を提出することはできない。

上記の深夜業とは、労働基準法に定める規定と同じで、原則【 ⑤ 】午後 10 時から午前 5 時までの間における業務をいう。

- ①6
- ②4
- ③深夜業
- ④3
- ⑤午後 10 時から午前 5 時

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■健康診断結果の記録の作成（則51条）

事業者は、すべての健康診断の結果に基づき、【 ① 】（様式第五号）を作成して、これを【 ② 】年間保存しなければならない。

### ■結果の労働者への通知（則51条の4）

事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、【 ③ 】、当該健康診断の結果を【 ④ 】しなければならない。

### ■結果の報告（則52条）

次の事業者は、健康診断（いずれも定期のものに限る）の結果報告書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

①定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断については、常時【 ⑤ 】人以上の労働者を使用する事業者

②歯科医師による健康診断（注）及び特殊健康診断については、事業場の規模にかかわらず、当該健康診断を行った事業場

（注）②の歯科医師による健康診断（法改正）…有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

①健康診断個人票

②5

③遅滞なく

④通知

⑤50

### ■保健指導等（法66条の7）

①事業者は、一般健康診断（自ら選択する医師による健康診断を含む）又は【 ① 】の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、【 ② 】による【 ③ 】を行うように努めなければならない。

②労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による【 ③ 】を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

①自発的健康診断

②医師又は保健師

③保健指導

ポイント

共に、努力規定。

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■面接指導等（66条の8）

①事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（※1）に対し、医師による【 ① 】（【 ② 】その他の方法により【 ③ 】を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

②労働者は、前項の規定により事業者が行う【 ① 】を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う【 ① 】を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による【 ① 】に相当する【 ① 】を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

③事業者は、第一項及び前項ただし書の規定による【 ① 】の結果を記録しておかなければならない。

④事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による【 ① 】の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

⑤事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、【 ④ 】の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

### ※1

#### ①原則（申出必要）

⇒時間外・休日労働時間が1か月あたり【 ⑤ 】時間を超え、かつ、【 ⑥ 】が認められる労働者であって、事業主に申出をした者

#### ②例外（申出不要）

⇒新たな技術、商品又は役務の研究開発業務に従事する労働者で、時間外・休日労働時間が1か月あたり【 ⑦ 】100時間を超えるもの

#### ③例外（申出不要）

⇒高度プロフェッショナル制度の対象労働者で、1週間あたりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1か月あたり【 ⑦ 】時間を超えるもの

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

- ①面接指導
- ②問診
- ③心身の状況
- ④深夜業の回数
- ⑤80
- ⑥疲労の蓄積
- ⑦100

### ■面接指導結果の記録の作成（則 52 条の6）

事業者は、面接指導の結果に基づき、面接指導の結果の記録（医師の意見の記載が必要）を作成して、これを【 ① 】年間保存しなければならない。

### ■面接指導の結果についての医師からの意見聴取（則 52 条の7）

事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、【 ② 】を聴かななければならない。

### ■事後措置の実施（法 66 条の8第5項）

事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、【 ③ 】の変更、作業の転換、労働時間の短縮、【 ④ 】の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

- ①5
- ②医師の意見
- ③就業場所
- ④深夜業

## 2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

### ■心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック制度 法66条の10）

①事業者は、労働者に対し、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

②事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の【 ① 】を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

③事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による

【 ② 】を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、医師による【 ② 】を行わなければならない。

この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

④事業者は、前項の規定による【 ② 】の結果を記録しておかなければならない。

⑤事業者は、第三項の規定による【 ② 】の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、【 ③ 】を聴かなければならない。

⑥事業者は、前項の規定による【 ③ 】を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、【 ④ 】の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該【 ⑤ 】の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

⑦【 ⑥ 】は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

⑧【 ⑥ 】は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

⑨国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- ①同意
- ②面接指導
- ③医師の意見
- ④就業場所
- ⑤医師の意見
- ⑥厚生労働大臣

### ■ストレスチェック制度 POINT

(1) ストレスチェックの対象者は、【 ① 】する労働者で、一般健康診断の対象者と同じ。

⇒一般健康診断の対象者（厚生労働省 HP）

一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の(1)と(2)のいずれの要件をも満たす場合としています。

(1) 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者の場合は、【 ② 】年以上使用されることが予定されている者、及び更新により【 ② 】年以上使用されている者。（なお、特定業務従事者健診〈安衛則第45条の健康診断〉の対象となる者の雇入時健康診断については、6か月以上使用されることが予定され、又は更新により6か月以上使用されている者）

(2) その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の【 ③ 】以上であること。

(2) 検査の実施者

医師、保健師、検査を行うために必要な知識についての【 ④ 】であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理士

(3) 検査結果の通知

検査結果は、【 ⑤ 】、医師等から直接労働者に対して、通知。

（医師等は、労働者の同意を得ないで検査結果を事業者に提供してはいけない。）

(4) 常時【 ⑥ 】人未満の労働者を使用する事業場においては、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務

- ①常時使用
- ②1
- ③4分の3

- ④研修
- ⑤遅滞なく
- ⑥50